

(広報資料)

令和3年12月16日

京都市産業観光局  
(担当:観光MICE推進室 075-746-2255)

## 京都市上質宿泊施設候補選定に係る有識者会議の開催について

京都市では、地域活性化に資する宿泊施設を誘致しようとする地域住民の皆様や、地域の魅力を活かした宿泊施設を開業しようとする事業者の皆様とともに、地域との調和とともに、地域の活性化や課題解決、地域文化の継承、京都経済の活性化などの事項を盛り込んだ上質宿泊施設計画の実現を図る「上質宿泊施設誘致制度」を推進しています。

この度、京都市上質宿泊施設候補選定に係る有識者会議を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

### 記

- 1 開催日時**  
令和3年12月21日(火) 午前10時～正午
- 2 開催場所**  
ウイングス京都 2階 セミナー室A  
(京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地)
- 3 議題**  
「旧鳴滝寮」宿泊施設計画について
- 4 公開・非公開の別**  
非公開  
(京都市情報公開条例第7条第2号に規定する情報を取り扱うため。)
- 5 委員 (五十音順。敬称略)**

氏名	役職
赤星 周平	公益社団法人京都市観光協会 事務局次長
濱崎 加奈子	公益財団法人有斐斎弘道館 代表理事
宗田 好史	京都府立大学文学部和食文化学科教授【座長】
山田 陽子	公認会計士
横山 健一郎	ホテルプロジェクトアドバイザー

## 【参考】京都市情報公開条例（抄）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (2) 法人及び地方独立行政法人並びにこれらに準じる団体その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。